

ご

注

意

下

さ

い

個人番号(マイナンバー)について

裁判所の手続では、個人番号(マイナンバー)の提出は原則として必要ありませんので、次の事項にご注意ください。



- 1 訴状, 準備書面, 申請書等を裁判所に提出する場合には、個人番号(マイナンバー)を記載しないでください。
- 2 住民票等を提出する必要がある場合には、個人番号(マイナンバー)の記載のないものを提出してください。
なお、個人番号(マイナンバー)の記載のない書類の取得方法は、書類の発行機関にお問い合わせください。
- 3 その他、証拠(書証)、疎明資料等を提出する場合は、個人番号(マイナンバー)の記載がないか、よく確認してください。
もし、記載されていたら、個人番号(マイナンバー)の部分を塗りつぶした写し(コピー)を、提出してください。